

おるご〜る

No.
206

男女共同参画

わこうプラン推進委員だより

図総務人権課 ☎424-9094

夫婦同姓か夫婦別姓か、 それとも選択制か!

わこうプラン推進委員
大河内 茂美

恥ずかしながら、一人っ子の娘が「年頃」になるまでは「夫婦の姓」については、「同姓が当然」として、深く考えたことはありませんでした。当時、親思いの娘にとっでは、「両親の姓を継がなくてよいのか、仕事を続けるには“結婚前の姓”でないといけない」とか、「そもそも相手の男性と同姓にならなければ結婚できないし」とか、相当悩んだと思います。親としては、「娘の幸せファースト」で、「別に継がなくても良いよ」と常々伝えていました。結果は、個人情報なのでお許しを!

少子社会になって、中高年の皆さんの井戸端会議や居酒屋談義も変化しています。話題の中心は、「健康と年金に、お墓」そして「姓(氏)」の問題が加わります。「娘の相手も一人っ子なので、困っている」などに、年配の方からは「別姓を認めれば、子は両親のどちらかと違う姓になってしまうのではないか」などの心配の声が出ます。

ところで、日本の現在の民法で定められている「夫婦同氏制」すなわち夫婦同姓制は、明治31年の民法(旧法)から受け継がれたものです。それまでは「夫婦別氏制」

だったとは、ちっとも知りませんでした。

世界の状況はというと、法的に「夫婦同姓制度」を採用している国は、先進国では日本だけと聞いてビックリです。国際連合はこれを差別的規定であるとして、女子差別撤廃委員会は度重なる是正勧告を日本に行っています。

そんな中、法務省の法制審議会の民法部会というところで、婚姻制度等の見直し審議が行われてきました。その中で、1996(平成8)年「選択的夫婦別姓制度」の導入が提言され、その是非が議論されて今日に至っています。「選択的夫婦別姓制度」は、夫婦が望む場合には、結婚後もそれぞれ結婚前の姓を称することを認める制度です。

少子社会の中であって、姓の問題で苦しんでいる若者や未婚・既婚のカップルがいることは事実です。選択的夫婦別姓制度を進める方向の意見書を国会に提出した自治体は、すでに3つの県議会と55の区市町村議会となっていると聞いています。

いろいろな意見があると思いますが、議論を深め、早期に結論を出すことを望みます。